

告示

埼玉県告示第四百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア寄居北店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南田島二千九百十六外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 周辺の交通状況に配慮すること。案内看板や安全施設、規制標識の設置、交通整理員等の配置による交通安全対策を講じること。また、警備員等による見回りを行い、駐車場及び駐輪場の違法駐車・駐輪対策を徹底すること。
- (2) 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法および埼玉県生活環境保全条例を遵守すること。また、苦情が発生した場合には、誠意をもって対応を行い、問題の解決をすること。
- (3) 防犯対策として、監視カメラ（防犯カメラ）等の設置、警備員等の巡回、防犯灯の設置により、暗闇場所を無くし、犯罪が発生することのない様、防犯抑止に努めること。
- (4) 排出された廃棄物は適正に管理・処分を行うこと。

二 縦覧期間

令和二年四月二十八日から令和二年五月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター